令和８年３月２日
大　阪　航　空　局
松 山 空 港 事 務 所

松山空港を使用される方へのお知らせ

平素より、航空行政にご理解をいただきありがとうございます。
令和８年４月１６日より、松山空港を使用される方に対し、空港管理上必要な条件として、下記のとおり必要書類の提出を求めることとなりましたのでお知らせいたします。

記

１．対象者
松山空港の使用を予定している航空機の運航者又は所有者（以下、「運航者等」という。）
ただし、自衛隊機、軍用機及び国の行政機関から便宜供与依頼があった航空機については対象外とする。

２．提出書類
（１）空港使用届【必須】
（２）航行不能航空機の撤去作業に係る同意書（様式１又は様式２）【必須】
① 運航者等で撤去作業を実施することを想定する場合　→　様式１
※　空港に撤去等の体制がある場合（協力会社と事前調整している場合を含む）
② 空港事務所に撤去作業を委託することを想定する場合　→　様式２
※　空港に撤去等の体制がない場合
※　この場合、（３）運航者撤去作業計画の提出は不要です。
「松山空港事務所による撤去実施計画」に従い撤去活動が実施されます。
（３）運航者撤去作業計画（様式３）
※ 運航予定の型式毎にデボッグ、リカバリー、サルベージ編を作成願います。
ただし、撤去方法が同様となる型式は取り纏めることができます。
※ 空港事務所に撤去作業を委託することを想定し、航行不能航空機の撤去に係る同意書を様式２で提出する場合は提出不要です。
※ 必要事項が記載されていれば様式３以外による提出も可能です。
※ 松山空港において保有する撤去資機材等については松山空港撤去計画を参照願います。

３．その他
（１）必要書類の提出は運航者等が松山空港を使用する運航を行う前までに行うこと。
（松山空港到着後の窓口提出は不可です。メールやＦＡＸ等で事前に提出願います。）
（２）運航者撤去作業計画及び同意書の有効期限
① 運航者撤去作業計画　→　有効期限なし

② 同意書

ａ．運航者撤去作業計画を提出する場合

→　同意書（様式１）の有効期限なし

※　運航者撤去作業計画を提出した型式に限る。

ｂ．運航者撤去作業計画を提出しない場合

ア．空港使用届（包括）と同意書（様式２）をセットで提出する場合

→　同意書（様式２）の有効期限は空港使用届（包括）の使用期間と同様とする。

イ．空港使用届（包括）を提出しない場合

→　運航毎に空港使用届と併せ、同意書（様式２）を提出することとし、有効期限は提出時の当該便のみ有効とする。

（３）今後のスケジュール

・令和８年３月２日

「同意書」及び「運航者撤去作業計画」の受付開始（一般向け）

・令和８年３月１９日

ＡＩＰへの航行不能航空機の撤去に係る情報の発行（有効日：４月１６日）

・令和８年４月１６日

「同意書」及び「運航者撤去作業計画」の提出義務化（本運用開始）

４．提出先・問い合わせ先

国土交通省大阪航空局松山空港事務所 航空管制運航情報官

電話番号：089-972-0393

ＦＡＸ： 089-974-8185

メールアドレス：cab-rjom-unjyo@mlit.go.jp

以　上